## 第 96 回東京箱根間往復大学駅伝競走 応援実施要項

- 1. 目 的 伝統ある東京箱根間往復大学駅伝競走存続の為、交通妨害となる行為は 一切行わず、日本の重要幹線である国道 1・15・134 号線の交通流動の 円滑化を念頭に入れて応援する。
- 2. 方法 ①必ず、歩道上で通行人の妨げとならない場所及び形態で行う。
  - ②車道上での応援は一切禁止する。
  - ③路上・店舗・公共施設等に無断での駐車を禁止する。なお、無断での 駐車が発覚した場合はレッカーで移動するので、注意すること。
  - ④その他、役員の指示には必ず従うこと。
- 3. 以下の行為が確認された場合は以後の応援活動を一切禁止し、次回大会以降に参加する場合は応援活動が制限される場合がある。
  - 1)スタート地点、フィニッシュ地点、日本橋橋上、日本橋北詰交差点、京橋交差点付近、中継所の前後 100m以内での校旗、部旗、その他大学を標示する横幕、旗等を掲出した場合。
    - ※混雑緩和と、応援者の場所取りなどによる混乱を避けるため、上記指定箇所での 出場校を標示する物は掲出できない。ただし、その他の場所での掲出は対象外で あるが、安全に配慮して掲出すること。
  - 2) 沿道の公共物である電柱やガードレール、フェンス等に、横幕、旗、のぼり等をくくり付けた場合。
  - 3) 自動車、自動二輪車、自転車等の車両による応援を行った場合。
  - 4) 中央分離帯に上がっての応援を行った場合。また、通行人の妨げとなる場所で行った場合。
  - 5) 競技者通過の1時間以上前から応援した場合。
  - 6) 応援団による応援活動を行う大学で、「応援団による応援実施要領」に従わなかった場合。
  - 7) 大学名入りの小旗、パンフレット(大学新聞)等、応援に関する道具や材料を一般観衆に配布した場合。
    - ※共催の読売新聞社、後援の報知新聞社の要請により、戦後復活第 23 回大会から 一般観衆への小旗配布は両新聞社のものに限られている。
  - 8) 脚立を使って応援した場合。